

徳島文理大学リポジトリ運用指針

令和6年4月1日

全学研究資源公開委員会

(趣旨・目的)

- 1 本指針は、徳島文理大学(以下「本学」という。)において運用する徳島文理大学リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)の運用指針を定めることを目的とする。

(定義)

- 2 本指針において「リポジトリ」とは、学術情報基盤の充実を図り、本学の研究の成果を社会に提供することを目的として、本学において作成された研究成果を電子的形態で収集・蓄積・保存し、学内外に電子的手段により無償で発信及び情報提供するシステムをいう。

(担当)

- 3 リポジトリの管理・運営は、徳島文理大学教務部教育研究支援課(以下「教育研究支援課」という。)において行うものとする。

(登録者)

- 4 リポジトリに研究成果を登録できる者(以下「登録者」という。)は、以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍中又は在籍したことのある教職員及び学生
- (2) その他、全学研究資源公開委員会が認めた者

(登録対象)

- 5 リポジトリへ登録する研究成果は、以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 著作権、知的財産権及び個人情報保護に係る法令を遵守していること。
 - (2) 社会通念上、又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。
 - (3) 原則として電子的フォーマットで作成されていること。
 - (4) ネットワークを通じて配信できること。

(学位論文の登録)

- 6 学位を授与された博士論文の取扱いについては、以下のとおりとする。
 - (1) 論文本文に加え、論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨を登録する。
 - (2) 論文を公開しないことやむを得ない理由があると本学が判断した場合は、論文本文に代えて内容の要約を登録する。

(登録)

- 7 研究成果をリポジトリに登録するにあたっては、教育研究支援課がその登録作業を行う。

(登録された研究成果の利用)

- 8 リポジトリに登録された研究成果の利用については、著作権、知的財産権及び個人情報保護に係る法令を遵守するよう周知する。

(研究成果の削除・非公開化)

9 全学研究資源公開委員会は、以下の場合リポジトリに登録された研究成果を削除又は非公開化することができる。

- (1) 登録者が理由を付して削除又は非公開化の申請を行った場合。
- (2) 社会的にみて内容が著しく不適切である場合。
- (3) 登録によって支障が生じると認められた場合。
- (4) その他、全学研究資源公開委員会が認めた場合。

(著作権)

10 研究成果がリポジトリに登録された後においても、著作権は、著作権者の元に留保される。

(その他)

11 本指針に定めるものの他、リポジトリの運用に関し必要な事項は、全学研究資源公開委員会で協議するものとする。